

相続関係を証する書面について

下関市では、契約の当事者の推定相続人の戸籍（改製原戸籍及び除籍を含む。）謄抄本並びに戸籍の附票及び住民票の写し等（以下「戸籍謄抄本等」という。）をご請求いただく際に、その相続関係等を証する書面として、請求の目的に応じ、次に掲げる書面の送付をお願いしております。

何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

表 1. 送付を求める書面について（請求の目的別）

請求の目的	送付書面(表2参照)
第一順位者(代襲者を除く)の特定の為	①
特定された第一順位者(代襲者を除く)の存否確認の為	①・②
特定された第二順位者の存否確認の為	①・②・③
第三順位者の特定の為	①・③・④
特定された第三順位者の存否確認の為	①・②・③・④
代襲相続人の特定の為	⑤
特定された代襲相続人の存否確認の為	⑤・⑥

表 2. 送付を求める書面の種別について

	送付書面の種別	例
①	相続開始の事実を証する書面	死亡の記載のある除票の写し又は戸籍謄本等
②	被相続人との続柄を証する書面	続柄の分かる戸籍謄本等
③	第一順位者の不存在を証する書面	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等 及び 死亡の記載のある戸籍謄抄本 相続放棄の申述の有無についての照会の回答書等
④	第二順位者の不存在を証する書面	被相続人との続柄の分かる戸籍謄本等 及び 死亡の記載のある戸籍謄本等 相続放棄の申述の有無についての照会の回答書等
⑤	代襲相続発生を証する書面	被代襲者の死亡の記載のある戸籍謄本等
⑥	被代襲者との続柄を証する書面	被代襲者との続柄の分かる戸籍謄本等

お問合せ先：山口県下関市 市民サービス課市民係
電話(直通)：083-231-1190

